

菊池市立小・中学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

菊池市教育委員会

## 《目次》

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 6

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

近年、学校教職員の不足が問題となっており、子どもたちの教育の保障や学力の低下が危惧されている。さらに、学校現場での一人の教師に対する校務の負担感も増しているのが現状である。

このような中、コロナ禍以降「教育活動内容の精選の推進」という意識の変化が見られるようになってきた。現在、働き方改革や36協定をもとに、魅力的な学校づくりや働きやすい職場づくりに向けた取組が進んできている。この動きをさらに加速させ、より働きやすい環境を整えていくことで、安心・安全な学校につながっていくことと考えている。

そこで、本計画は、国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」及び「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期：令和6年度～令和9年度）」における教師の勤務時間の上限に関するガイドライン等に基づき策定する。その目的として、菊池市教育委員会（以下「市教委」という。）では、学校に勤務する教職員の業務量を適正に管理し、心身の健康を確保、教育の質の維持・向上を図るとともに、働き方改革の一層の推進及び、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図ることとする。

### (2) 本市の現状

市教委では、令和2年4月に、「菊池市立学校管理規則第14条の2」を改訂し、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度の時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で25.4%であった。しかし、中学校では47%、月80時間を上回る割合は10%以上であった。調査報告から、部活動や生徒指導などの業務の影響が大きいことが分かった。

つまり、部活動指導の改善を図ることによって、教育職員の業務軽減や教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができると考えられる。

## 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 31.09時間	25.4%	0.4%
中学校	月 43.25時間	47.0%	11.4%
平均	月 37.17時間	36.2%	5.9%

## 2 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりとし、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を85（令和9年度以降は100）%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等平均時間を月35（令和9年度以降は30）時間、年間360時間にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【14日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【9.6%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする【74.6】

※カッコ内は令和6年度の数値である。

## 3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行う。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

市教委は、計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

〈イ〉 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・各学校で地域の実態や状況を踏まえ、PTA や地域団体と連携しながら推進する。

②児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・警察学校生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和9年度予算を目途に公会計化を推進する。その他の徴収金については、今後検討する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校の苦情等に対応するために、スクールサポートチーム（弁護士や警察関係者等）と連携した対応を推進する。

〈ロ〉 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市教委から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の充実のため、学校事務センターを拠点にした業務システムを推進する。

②学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・市営プール等を拠点とした水泳授業のモデル事業を3小学校で実施し、拠点施設への集約を検討している。また、2中学校では、すでに市営プールを活用しており、施設の管理等は市教委が行っている。他の小中学校についても、今後、状況を見ながら拠点施設への集約を検討する。

③校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・現在、学校清掃（主に校舎外）に関しては、市教委が環境整備員を週1回程度

配置し学校の要望に応じた清掃を行っている。今後も、学校と連携した清掃活動が行えるように推進する。

#### ④部活動（「3分類」⑬関係）

- ・市内全中学校の「休日における部活動」は、令和10年度を目途に地域クラブ活動への移行を推進する。さらに、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、拠点校指導体制等を検討する。

#### 〈ハ〉教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・令和7年度に、授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置となった。現状における成果や課題等を把握しながら改善に努めていく。
- ・令和8年度より、一人一台端末を更新する。また、関係業者と連携をしながら校務支援システムの機能の充実や改善等を進めることで、授業準備、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・情報管理の観点から、業務の持ち帰りについて管理の徹底を図る。

##### ②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・令和8年度より、全ての小中学校に校内教育支援センターを設置することで、学校が組織として関係機関と連携、協働し、適切な役割分担のもと支援を行う。そのことにより、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（以下SC、SSW）等の連携強化を図る。
- ・生徒指導関係の校内会議へ、SC、SSWの参加目標を100%とし、教職員が連携・協働した支援体制を推進する。
- ・市教委において、特別支援教育連携協議会や児童生徒性暴力等対策連携協議会等、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を図る。
- ・医療的ケア看護職員、医療福祉に関する専門的な人材を必要な学校へ派遣する。

#### （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

#### ①週 5 時間授業の充実

- ・週に 5 時間授業の日を 2 日設定し、教材研究等の時間を確保する。
- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

#### ②学校行事・日課の見直し

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

#### ③ICT・AI 技術の活用

- ・授業支援ソフトを活用した授業実践例等を集約し、各学校への情報共有を進めていく。
- ・生成 AI の活用方法についての研修等を推進し、各学校で利用できる内容を提示していくよう努める。

#### ④録音機能付き電話機の導入

- ・勤務時間外の留守番電話対応や録音機能付き電話機を、必要に応じて各学校に設置する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1 箇月時間外在校等時間が 100 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ②50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ③年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

④令和7年度から導入した長期休業中の時差出勤の推進を行う。

⑤菊池市労働安全衛生委員会を年2回実施し、管理職の意識改革と業務改善につなげる。また、全ての学校において校内の労働安全衛生委員会を開催するよう指導する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、菊池市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。
  - ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
  - ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、既に導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果から把握する。
  - ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知及び管理職研修（学校衛生委員会議等）を行う。
  - ・各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 併せて、保護者、地域への理解を促進するための啓発を行う。